

1 採用・解職

公設秘書、私設秘書、会館事務員

公設秘書

公設秘書は、国会法第132条に「各議員に、その職務の遂行を補佐する秘書二人を付する。前項に定めるもののほか、主として議員の政策立案及び立法活動を補佐する秘書一人を付することができる。」と定められています。

公設秘書には、政策担当秘書と第一、第二秘書があります。

○政策担当秘書……資格試験及び選考採用審査認定があります。

○第一、第二秘書……資格試験等はありません。

国会議員政策担当秘書資格試験及び選考採用審査認定

※日程は前後する場合があります。

	資格試験（一般）	選考採用①	選考採用②
	受験資格 大卒（見込）	審査対象者 公設秘書経験者	審査対象者 司法試験等合格者 博士号取得者 著作等を有する者
5月	応募受付・締切	研修申請受付・締切	審査認定申請受付・締切
6月			書類審査 口述審査 認定者発表・名簿登録 採用
7月	一次試験		
8月	一次試験合格者発表 二次試験	研修開始	

9月	最終合格者発表・ 名簿登録 議員との面接・採用	修了試験 修了者発表・修了証書 交付 審査認定申請受付・締切 書類審査 口述審査 認定者発表・名簿登録 採用	
----	-------------------------------	---	--

公設秘書の採用・解職（退職・失職）の手続き

公設秘書の採用・解職のときは、次の書類を用意し議員課で手続きをします。

*衆議院解散または任期満了にともない、秘書を退職した者が40日以内に再採用される場合にも新規手続きと同様です。

	採用	解職
提出書類	採用同意申請書	解職届
	採用届 履歴書 住居届 通勤届 戸籍謄本1通 ※被扶養者がいない場合は、戸籍抄本でもよい。	議員課（秘書退職係） 健康保険被保険者証（返却） 基本年金及び加算給付（脱退一時金） についての選択届 脱退一時金裁定請求書 退職所得の受給に関する申告書（厚生年金基金）
	政策担当秘書資格試験合格証書又は選考採用審査認定書の写し ※政策担当秘書採用の場合に提出	議員課（秘書保険・年金係） 退職所得の受給に関する申告書（退職金） 議員秘書退職手当の振込口座届
	個人番号（マイナンバー）届出書 ※本人及び被扶養者分の通知カード等の写しを添付し、運転免許証等の本人確認書類をご用意ください。	議員課（秘書給与係） 記章及び記章帯用カード（返却） 警務部調整課（記章係）

提出書類	議員課（秘書保険・年金係） （秘書給与係）
	健康保険・厚生年金保険に関する申告書 基礎年金番号のわかるもの（年金手帳等） 健康保険被扶養者異動届 議員課（秘書保険・年金係）
	委任状 ※給料等受領委任のためのもの 振込依頼書 給与所得者の扶養控除等（異動）申告書 源泉徴収票（前職分） ※前の勤務先の給与の源泉徴収票、 その年の中途採用者のみ必要。 議員課（秘書給与係）
	写真（タテ4×ヨコ3cm） ※写真の裏に氏名を書いておきます。 1枚は履歴書に添付するため、他 の1枚は秘書記章の交付を受ける 際に使用します。 議員課（秘書採用係） 警務部調整課（記章係）

【備考】

1. 本人確認書類機能付加願

記章帯用カードに身分証明書機能を付加することができます。付加は任意であり、在職期間6月以上の継続採用の者が対象となります。添付書類として住民票が必要となります。

2. 兼職届

公設秘書は、原則として、他の職務に従事し、又は事業を営むことが禁止されています。ただし、採用する議員が、当該議員秘書の職務の遂行に支障がないと認めこれを許可した場合には、例外的に兼職することが認められます。この場合、兼職をしようとする公設秘書から議長宛に

兼職届等の所要の書類を提出しなければなりません。

3. 氏名等の公表に係る議員秘書の現況届

各会派は、議院運営委員会の申合せに基づき、「氏名等の公表に係る議員秘書の現況」により、議員秘書の氏名等を公表することとされています。採用される際に、各会派に届出をすることとなります。

〈手続き〉議員課

秘書採用・退職係（第一議員会館地下1階）内線 68101、68110

秘書保険・年金係（同）内線 68100、68109

秘書給与係（同）内線 68102、68111

警務部

調整課記章係（第一別館3階）内線 33860、33862

私設秘書

議員課等での手続きはありません。警務部で、記章・帯用カードの手続きをします。

☞ P26 記章の項参照

会館事務員

私設事務員として、一定期間議員会館へ出入りする場合、議員1人につき3枚まで特別通行証が発行されます。ただし、記章は交付されません。

〈手続き〉各会館1階のサービスセンター

第一議員会館 内線 69030

第二議員会館 内線 89030

備え付けの申請書に記入し、議員の印鑑を押印したうえ、本人の写真（4×3cm）1枚を添付して提出します。

☞ P145 議員会館の出入（2）私設事務員特別通行証の項参照

2 公設秘書の給与及び退職手当、議員の歳費等

秘書給与

議員秘書給与について

(平 27. 3の給料月額との差額保障を受けない者のみ)

(2016年4月1日適用)

○秘書給与(月額、含地域相当20%)毎月10日(休日の場合はその前日)支給

〈政策担当秘書〉

(秘書給与法・別表第一)

3年未満	1級2号給	433,200円	(361,000円)
3年以上 5年未満	2級1号給	499,320円	(416,100円)
5年以上 8年未満	2級2号給	511,320円	(426,100円)
8年以上 11年未満	2級3号給	523,320円	(436,100円)
11年以上 14年未満	2級4号給	535,320円	(446,100円)
14年以上 17年未満	2級5号給	547,320円	(456,100円)
17年以上 20年未満	2級6号給	559,320円	(466,100円)
49歳以上	3級1号給	608,760円	(507,300円)
20年以上 23年未満	2級7号給	571,320円	(476,100円)
49歳以上	3級2号給	621,720円	(518,100円)
23年以上 25年未満	2級8号給	579,240円	(482,700円)
49歳以上	3級3号給	630,480円	(525,400円)
25年以上	2級9号給	587,160円	(489,300円)
49歳以上	3級4号給	639,240円	(532,700円)

〈第一秘書〉

3年未満	1級1号給	411,720円	(343,100円)
3年以上 5年未満	1級2号給	433,200円	(361,000円)
5年以上 8年未満	2級1号給	499,320円	(416,100円)
8年以上 11年未満	2級2号給	511,320円	(426,100円)
11年以上 14年未満	2級3号給	523,320円	(436,100円)
14年以上 17年未満	2級4号給	535,320円	(446,100円)
17年以上 20年未満	2級5号給	547,320円	(456,100円)
20年以上 23年未満	2級6号給	559,320円	(466,100円)
49歳以上	3級1号給	608,760円	(507,300円)
23年以上 25年未満	2級7号給	571,320円	(476,100円)
49歳以上	3級2号給	621,720円	(518,100円)
25年以上	2級8号給	579,240円	(482,700円)
49歳以上	3級3号給	630,480円	(525,400円)

〈第二秘書〉

3年未満	1級1号給	321,000円	(267,500円)
3年以上 5年未満	1級2号給	326,520円	(272,100円)
5年以上 8年未満	2級1号給	367,560円	(306,300円)
8年以上 11年未満	2級2号給	376,320円	(313,600円)
11年以上 14年未満	2級3号給	385,200円	(321,000円)
14年以上 17年未満	2級4号給	393,960円	(328,300円)
36歳以上	3級1号給	435,720円	(363,100円)
17年以上 20年未満	2級5号給	402,840円	(335,700円)
36歳以上	3級2号給	445,560円	(371,300円)
20年以上 23年未満	3級3号給	455,280円	(379,400円)
23年以上 25年未満	3級4号給	465,000円	(387,500円)
25年以上	3級5号給	471,600円	(393,000円)

(注) 2015年4月現在。

級・号給の決定

公設秘書としての在職期間及び年齢による。

在職期間の加算措置

24歳に達した日の属する月から30歳に達する日の属する月の前月までの期間については、秘書の年齢24歳に達した日の属する月以後の期間に6分の1を乗じて得た期間

30歳に達した日の属する月から56歳に達する日の属する月の前月までの期間については、秘書の年齢30歳に達した日の属する月以後の期間に4分の1を乗じて得た期間

昇給停止年齢 58歳

○住居手当 27,000円限度 家賃(月額)12,000円を超える者に支給

1. 家賃23,000円以下の場合、家賃から12,000円を控除した額
2. 家賃23,000円を超える場合は、家賃から23,000円を控除した額の2分の1(16,000円限度)を11,000円に加算した額

○通勤手当 30,000円定額支給

○期末・勤勉手当 [支給額=給料月額×1.15(※)×下記率]

2016年度

支給日	期末手当	勤勉手当	計
6月30日	1.225月分	0.80月分	2.025月分
12月10日	1.375月分	0.80月分	2.175月分
合計	2.60月分	1.60月分	4.20月分

※第二秘書

1級1号給・2号給受給者

給料月額×1.10×支給率

秘書の退職手当支給割合

退職事由	右連記以外	衆議院解散	議員の退職	議員の死亡	公務外		公務上の死亡傷病
					傷病	死亡	
根拠法規	規程1,3条	規程2条	規程1,4,5条	規程4,5条	規程1条	規程1条	規程1条
勤続期間	法3条1,2項	法4条1項	法3条1項 4条1項 5条1項	法4条1項 5条1項	法3条1項	法3条1項 4条2項 5条2項	法5条1項 6条の5 1項
6月未満	0	0	0	1.0875	0.87	0.87	2.7
6月以上~1年未満	0.522	1.0875	0.87	1.0875	0.87	0.87	2.7
1年以上~2年未満	0.522	1.0875	0.87	1.0875	0.87	0.87	3.6
2 ~ 3	1.044	2.175	1.74	2.175	1.74	1.74	4.5
3 ~ 4	1.566	3.2625	2.61	3.2625	2.61	2.61	5.4
4 ~ 5	2.088	—	3.48	4.35	3.48	3.48	5.4
5 ~ 6	2.61	—	4.35	5.4375	4.35	4.35	6.525
6 ~ 7	3.132	—	5.22	6.525	5.22	5.22	7.83
7 ~ 8	3.654	—	6.09	7.6125	6.09	6.09	9.135
8 ~ 9	4.176	—	6.96	8.7	6.96	6.96	10.44
9 ~ 10	4.698	—	7.83	9.7875	7.83	7.83	11.745
10 ~ 11	5.22	—	8.7	10.875	8.7	8.7	13.05
11 ~ 12	7.7256	—	9.657	12.07125	9.657	12.07125	14.4855
12 ~ 13	8.4912	—	10.614	13.2675	10.614	13.2675	15.921
13 ~ 14	9.2568	—	11.571	14.46375	11.571	14.46375	17.3565
14 ~ 15	10.0224	—	12.528	15.66	12.528	15.66	18.792
15 ~ 16	10.788	—	13.485	16.85625	13.485	16.85625	20.2275
16 ~ 17	13.3893	—	14.877	18.59625	14.877	18.59625	21.663
17 ~ 18	14.6421	—	16.269	20.33625	16.269	20.33625	23.0985
18 ~ 19	15.8949	—	17.661	22.07625	17.661	22.07625	24.534
19 ~ 20	17.1477	—	19.053	23.81625	19.053	23.81625	25.9695
20 ~ 21	20.445	—	25.55625	25.55625	20.445	25.55625	27.405
21 ~ 22	22.185	—	27.29625	27.29625	22.185	27.29625	28.8405
22 ~ 23	23.925	—	29.03625	29.03625	23.925	29.03625	30.276
23 ~ 24	25.665	—	30.77625	30.77625	25.665	30.77625	31.7115
24 ~ 25	27.405	—	32.51625	32.51625	27.405	32.51625	33.147
25 ~ 26	29.145	—	34.25625	34.25625	29.145	34.25625	34.5825
26 ~ 27	30.885	—	36.000	36.000	30.885	36.000	36.018
27 ~ 28	31.929	—	37.145	37.145	31.929	37.145	37.145
28 ~ 29	33.321	—	39.2805	39.2805	33.321	39.2805	39.2805
29 ~ 30	34.713	—	40.465	40.465	34.713	40.465	40.465
30 ~ 31	36.105	—	42.4125	42.4125	36.105	42.4125	42.4125

31	~32	37.149	43.9785	43.9785	37.149	43.9785	43.9785
32	~33	38.193	45.5445	45.5445	38.193	45.5445	45.5445
33	~34	39.237	47.1105	47.1105	39.237	47.1105	47.1105
34	~35	40.281	48.6765	48.6765	40.281	48.6765	48.6765
35	~36	41.325	49.59	49.59	41.325	49.59	49.59
36	~37	42.369	〃	〃	42.369	〃	〃
37	~38	43.413	〃	〃	43.413	〃	〃
38	~39	44.457	〃	〃	44.457	〃	〃
39	~40	45.501	〃	〃	45.501	〃	〃
40	~41	46.545	〃	〃	46.545	〃	〃
41	~42	47.589	〃	〃	47.589	〃	〃
42	~43	48.633	〃	〃	48.633	〃	〃
43	~44	49.59	〃	〃	49.59	〃	〃
44	~45	〃	〃	〃	〃	〃	〃
45	年以上	〃	〃	〃	〃	〃	〃

編集委員会

編集長

川人 通男 大口善徳議員秘書（公明党）

編集委員

伊藤 剛 吉川 元議員秘書（社民党）

編集委員

井山 哲 玉木雄一郎議員秘書（民主党）

編集委員

栴 浩一 清水忠史議員秘書（共産党）

編集委員

川崎 晶子 塩崎恭久議員秘書（自民党）

編集委員

小牧 雅一 大塚高司議員秘書（自民党）

編集委員

高砂 満 野田 毅議員秘書（自民党）

編集委員

堀内 由理 村岡敏英議員秘書（改革結集の会）

衆議院議員秘書ノート（2016改訂版）

1990年12月25日 初版発行
1993年12月25日 改訂版発行
2003年1月1日 2003改訂版発行
2012年7月20日 2012新訂版発行 定価：本体価格3000円（税別）
2016年2月29日 2016改訂版発行（限定販売）

監 修 衆議院事務局
編集・発行 衆議院秘書協議会
会長 松倉吉弘
東京都千代田区永田町2-2-1
衆議院第一議員会館内 〒100-8981
電話 03 - 3581 - 5111 大代表

制作協力 株式会社 コンポーズ・ユニ
印刷・製本 東京都港区三田1-10-3 〒108-8326
電話 03 - 3456 - 1541